

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2815号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

おびら大鼓籠で幕を開ける第36回小平町産業まつり(北海道小平町)



もくじ

随情
想報

町村Nav i 鳥取県町村会長 鳥取県日吉津村長 石 操 (11)

フォーラム

「真冬のたなばた」及び「光り輝くまちづくり」事業
国富町21世紀まちづくりフォーラム まちづくりの希望の光として輝く
冬のイルミネーションの取り組み 宮崎県国富町 (7)

政 策

南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について
..... 内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当) 付 (2)

全 総 五 〇 年

明治大学教授 小田切 徳美

全国総合開発計画。一般に「全総」と言われるこの国土計画は、経済計画とともに、戦後の日本の高度成長を支えた最大のマスタープランとして評価されている。他方で、行きすぎた開発主義やインフラ整備偏重の根源として批判の対象ともされてきた。良くも悪くも戦後日本の社会と経済を語る上では欠かせないのがこの全総である。その第一次計画が誕生したのが一九六二年十月五日(閣議決定)であり、まさに今、五〇周年を迎えようとしている。

戦後日本の農山漁村の枠組みの形成に關連した全総と農業基本法が、その目的を達することなく、今に至っているのである。とはいっても、五〇年前の課題がそのまま現在と未来に引き継がれているわけではない。当時とは決定的に異なる条件である国内の人口減少に加えて、日本の先進国化と新興国の躍進、グローバル化の進行、温暖化問題をはじめとする地球規模での環境問題の発生、そして国内での地方分権の進展等は、今までの五〇年の延長線上に、これからの五〇年が位置するものではないことを示している。

しかし、この計画が目的とした「国土の均衡ある発展」は実現されず、東京一極集中は緩急を伴いながらも長期にわたり続いている。むしろ、農山漁村における消滅集落、無住化集落という極限の形で問題は残されている。また、都市でも進む住民の高齢化、膨大な貧しい弱者の発生にみられるように都市も農山漁村も「均衡ある発展」を遂げたとはおおよそ言えない。

同様に、「農業構造の改善」を旗印として一九六一年に制定された農業基本法は、昨年がやはり誕生五〇年目となっていた。ここでも、その課題は半世紀以上経つ現在にそのまま残されている。

全総の根拠法である国土総合開発法は二〇〇五年に国土形成計画法に改正された。また農業基本法は廃止され、一九九九年に食料・農業・農村基本法が誕生した。そのため、両者の五〇周年を祝うことはないであろう。そして、それに代わるように、悲劇の「三・一一」が訪れた。それを心に刻むためにも、東日本大震災を振り返りしとする「いままでの五〇年」と「これからの五〇年」を深く考えるチャンスを得ることはできない。「全総五〇年」をそのような意味で厳粛に迎えたい。

◎写真キャプション◎

今年で36回目を迎えた小平町産業まつりは、野外バーベキューをはじめとするおびらの味覚を堪能できる夏の終わりの風物詩。あれから一ヶ月が経った。黄金色眩しい稲穂が風にそよぐこの頃、おびらのまちはすっかり秋めいている。

政策解説

南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当) 付

平成24年8月29日に、「南海トラフの巨大地震モデル検討会(座長:阿部勝征東京大学名誉教授)(以下「モデル検討会」という。))において、南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等の推計を第二次報告としてとりまとめて頂き、また、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」(主査:河田恵昭関西大学教授)(以下「対策検討WG」という。))において、建物・人的被害想定(第一次報告)をとりまとめて頂いた。本稿ではその概要について紹介する。

Ⅰ 「最大クラスの地震・津波」への対応の基本的考え方

1. 最大クラスの地震・津波の性格

(1)平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したものである。
(2)この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

2. 「最大クラスの津波」をどのように受け止めるべきか

(1)南海トラフにおいて次に発生する地震・津波が、今回示した「最大ク

ラスの地震・津波」であるというものではない。

(2)東日本大震災の教訓から、命を守ることを最優先として、この最大クラスの津波への対応を目指す必要がある。

(3)しかしながら、この地震・津波の発生頻度は極めて低いものであり、過度に心配することも問題である。最大クラスの津波高や津波到達時間が、実際に避難するに当たって厳しいものであるからといって、避難をはじめから諦めることは、最も避けなければならない。なぜなら、最大クラスの津波に比べて規模が小さい津波が発生する可能性が高いにもかかわらず、避難を諦めることで、助かる命を落としかねない。

(4)これまで取り組んできた避難訓練などが無意味になるものではなく、条件が厳しくなったと受け止め、「非常に大きな津波が起こりうるということ」を念頭に置き、「強い揺れが起きたら逃げる」ということを一人ひとりがしっかりと認識して頂きたい。敢えて言えば、正しく恐れてほしい。

中央防災会議は、これまでに防災対策推進検討会議最終報告、津波避難対策検討ワーキンググループ報

3. 津波対策

告、対策検討WG中間報告をとりまとめた。
特に、津波避難対策検討ワーキンググループ報告においては、
・素早い避難は最も有効かつ重要な津波対策であること
・津波による人的被害を軽減するためには、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること
・その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は全て素早い避難の確保を後押しする対策として位置付けるべきものであること
とされているところである。
国及び関係公共団体等は、最大クラスの地震・津波に対して被害を減ずるため、これらの報告で示された地震・津波対策を速やかに具体化し、推進する必要がある。

Ⅱ 津波高・浸水域等(第二次報告)について

1. 津波高及び浸水域等の推計

(1)推計の考え方

南海トラフの巨大地震による津波については、津波断層モデルは、二〇一一年東北地方太平洋沖地震や世界の巨大地震の特徴等を踏まえ、大すべり域、超大すべり域を持つ最大ク

政 策

ラスの津波断層モデルを設定し、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用い、海岸での津波高、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深を推計した。

設定した津波断層モデルの破壊の仕方については、津波断層が破壊開始点から順次破壊していくモデルとした。

検討ケースについては、大すべり域及び超大すべり域が1箇所の場合を、「基本的な検討ケース(計5ケース)」とし、「その他派生的な検討ケース」(計6ケース)を加えた合計11ケースのそれぞれについて津波高・浸水域等を推計した。

なお、市町村別の津波高の最高値を示した場合、特異な地点のみを示すことになる可能性もあることから、市町村の全域の平均値を併せて示すこととした。

(2)津波高の推計結果
今回報告の10mメッシュの津波高と、第一次報告の50mメッシュの津波高とを比較すると、両者は概ね±1mの範囲で一致している。

一般的に、津波は、岬の先端、V字型の湾の奥、切り立った崖等で高くなる。市町村毎に津波高の平均値と最大値を比べると、平均的には最大値は平均値の約1.5倍、地域に

よっては2〜4倍程度となるところもある。

例えば、11の検討ケースのうちケース①において想定される津波高の平均値(満潮位)の高さ別市町村数は、次のとおりとなる。

- ・5m以上…124市町村(13都県)
 - ・10m以上…21市町村(5都県)
- 注)市町村数には、政令市の区を含む津波の到達時間

津波断層モデルの津波断層域は、駿河湾域から四国内陸の直下にまで及んでおり、地震の発生と同時に津波が襲来し始め、さらに、トラフ軸近くの超大すべり域で発生した特に大きな津波が押し寄せてくることとなる。

このような特に大きな津波がそれぞれの海岸に襲来するまでの時間は、駿河湾の沿岸地域のようにトラフ軸のすぐ傍にある地域では、地震発生から数分後には5mを超える大きな津波が襲来し、高知県等のようにトラフ軸から少し離れた場所では、5〜10mを超える大きな津波は地震発生から20〜30分後となる。また、伊勢湾や大阪湾の奥に津波が襲来するにはさらに時間を要し、1時間〜1時間半程度後となる。

巨大地震になると、長大な津波断層域のそれぞれの場所で発生した津

波は、互いに重なりあい、更にそれぞれが海岸で反射しながら、各地域の海岸に何度も押し寄せる。第1波だけでなく、その後5、6時間から半日程度は繰り返し大きな津波が襲来するので、警戒が必要である。

(4)浸水域の推計結果
浸水域は、それぞれのケースにより異なるものの、関東から四国・九州の太平洋沿岸等の極めて広い範囲で想定され、最大となるケースの浸水域は約一、〇一五km²であり、東北地方太平洋沖地震時の浸水域(561km²)の約1.8倍の広さとなる。

ケース①における浸水面積別市町村数は次のとおりとなる。

- ・1千ha以上2千ha未満 17市町村
- ・2千ha以上3千ha未満 5市町村
- ・3千ha以上 2市町村

2. 震度分布について
(1)震度分布の推計結果
浅い地盤構造モデルを修正したことにより、震度分布がわずかに変わった。

想定される最大震度別の市町村数は次のとおりである。

- ・震度6弱 21府県292市町村
- ・震度6強 21府県239市町村
- ・震度7 10県151市町村

(21府県242市町村)

(10県153市町村)
注) () 内は、3月31日の前回推計(第一次報告)

注)市町村数には、政令市の区を含む
3. 主な留意点について

(1)今回推計した震度分布・津波高・浸水域は、国の広域的な防災対策の立案や応援計画等を検討するための基礎資料とすることを目的としたマクロ的な推計である。

(2)地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、今回推計した震度分布・津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得ることに留意する必要がある。

(3)今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討したものであり、より安全性に配慮する必要がある個別重要施設については、個別の設計基準等に基づいた津波の推計が必要である。

(4)今回推計した津波高及び浸水域は、(1)に示すとおりマクロ的な推計であることから、津波防災地域づくりに関する法律第8条の規定により都道府県が津波浸水想定を設定する際には、今回の津波断層モデル等も参考にしつつ、科学的知見をもとに地域の実状を踏まえ、今回の想定津

政 策

波も含めあらゆる可能性を考慮した上で対象津波を設定すること、また、「津波浸水想定の設定の手引き（国土交通省水管理・国土保全高海岸室 国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室）」等を参考にし、より詳細な浸水計算を実施することが望ましい。

Ⅲ 被害想定（第一次報告）について

1. 対策検討WGが推計した被害想定

対策検討WGにおいて、Ⅱで述べた震度分布や浸水域等をもとに、以下に示す目的のために、建物被害・人的被害等ととりまとめた。

(1)従来より、中央防災会議において、地震・津波対策を講ずるにあたっては、まず、対象地震に対する地震動と津波を推計し、それらに基づき被害想定を行った上で、地震対策大綱、地震防災戦略、応急対策活動要領等を作成するなど、国として実施すべき各種の防災対策を立案し、施策を推進してきたところである。

(2)被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像を明らかにすること、被害規模を明らかにすることにより防災対策の必要性を国民に周知すること、広域的な防災対策の立案、

応援規模の想定に活用するための基礎資料となるものである。

(3)あわせて、防災対策を講ずることによる具体的な被害軽減効果を示すことで、防災対策を推進するための国民の理解を深めるものである。

2. 被害想定の設定と項目

(1)想定する地震動・津波

被害想定を行う地震動は、モデル検討会で検討された地震動5ケースのうち「基本ケース」と揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について実施した。また、津波はモデル検討会で検討された津波11ケースのうち、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれで大きな被害が想定される4ケースについて、それぞれ地震動と津波を組み合わせて被害想定を実施した。

(2)想定するシーン

想定される被害が異なる3種類の特徴的シーン（季節・時刻）を設定した。具体的には、①冬・深夜、②夏・昼、③冬・夕の3ケースと、火災による被害は、平均風速と風速8m/秒の2ケースを設定、上記の時間帯3シーンと併せて6つのケースで推計した。

(3)被害想定項目

建物被害は、揺れ、液状化、津波、

都道府県別市町村数

(平成24年10月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	129	15	144	35	179	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	8	0	8	11	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	15	5	20	13	33	福井県	8	0	8	9	17	山口県	6	0	6	13	19
宮城県	21	1	22	13	35	長野県	23	35	58	19	77	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	12	0	12	23	35	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	14	2	16	38	54	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	30	2	32	28	60
栃木県	12	0	12	14	26	滋賀県	6	0	6	13	19	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	15	8	23	12	35	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	8	0	8	13	21
埼玉県	22	1	23	40	63	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	23	8	31	14	45
千葉県	17	1	18	36	54	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	14	3	17	9	26
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	20	4	24	19	43
山梨県	8	6	14	13	27	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	6	4	10	20	30	島根県	10	1	11	8	19	合計	747	184	931	788	1,719

政 策

※参考 被害想定と比較

○被害が最大となるケースと東北地方太平洋沖地震との比較

	マグニチュード ^{※1}	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害(全壊棟数)
東北地方太平洋沖地震	9.0	561km ²	約62万人	約18,800人 ^{※2}	約130,400棟 ^{※2}
南海トラフ巨大地震	9.0 (9.1)	1,015km ² ^{※3}	約163万人 ^{※3}	約323,000人 ^{※4}	約2,386,000棟 ^{※5}
倍率		約1.8倍	約2.6倍	約17倍	約18倍

○被害が最大となるケースと2003年東海・東南海・南海地震想定^{*}との比較

^{*} 中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震の被害想定について」(平成15年9月17日)における「想定東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊される場合」

	マグニチュード ^{※1}	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害(全壊棟数)
2003年想定	8.7 (8.8)	—	—	約24,700人 ^{※6}	約940,200棟 ^{※7}
南海トラフ巨大地震	9.0 (9.1)	1,015km ² ^{※3}	約163万人 ^{※3}	約323,000人 ^{※4}	約2,386,000棟 ^{※5}
倍率		—	—	約13倍	約2.5倍

※1：()内は津波のMw、※2：平成24年6月26日緊急災害対策本部発表、※3：堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水区域、※4：地震動(陸側)、津波ケース(ケース①)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合の被害、※5：地震動(陸側)、津波ケース(ケース⑤)、時間帯(冬・夕方)、風速(8m/s)の場合の被害、※6：時間帯(5時)の場合の被害、※7：時間帯(18時)の場合の被害

急傾斜地崩壊、地震火災について全壊棟数を推計した。また、その他にブロック塀等転倒数、自動販売機転倒数、屋外落下物が発生する建物数についても推計した。

人的被害は、死者数として、建物倒壊、津波、急傾斜地崩壊、地震火災、ブロック塀の転倒等について推計した。また、その他に負傷者数、揺れによる建物被害に伴う要救助者、津波被害に伴う要救助者についても推計した。

(4) 主な被害想定と算定手法

被害想定に当たっては、従来の算定手法を基本としつつ、東北地方太平洋沖地震を含め近年の地震等の新たなデータが得られ、反映できるものについては被害率等に反映させて推計を行った。

① 建物被害については、建物の築年による被害の違いを反映

② 液状化による建物被害は、液状化による地盤沈下量と全壊率との関係から推計

③ 津波による人的被害は、新たに避難開始タイミングと津波到達時間の関係から推計する手法を採用し、避難開始の違いによる二つのケースについて推計

3. 主な被害想定結果

(1) 建物被害のうち、揺れによる全壊

数は地震動が基本ケースで約62万7千棟、陸側ケースで約134万6千棟

(2) 液状化による全壊数は、地震動が基本ケースで約11万5千棟、陸側ケースで約13万4千棟

(3) 地震火災による焼失数は、時間帯・風速の組合せで、冬・深夜・平均風速のケースが少なく、冬・夕・風速8m/秒のケースが各ケースとも最も多くなる。

(4) 人的被害のうち、建物倒壊による死者数は、在宅率が高い冬・深夜が多く、夏・昼が少ない結果となる。

(5) 津波による死者は、避難に要する時間がかかる冬・深夜のケースが最も多くなる。

(6) 人的被害において、津波による死者の割合が大きいことから、各ケースとも冬・深夜のケースが最も多くなる。

地震動の2つの設定、発生時刻と風速の組合せの6ケースの設定条件で、想定結果は大きく異なる。また、人的被害については、それに加え、津波発生時の早期避難率の2つの設定で大きく異なる。

東海地方、近畿地方、四国地方及び九州地方で、それぞれが大きく被災するケースで、今回の想定の場合で推計される被害想定の大きさは

政 策

次のとおりである。

東海地方が大きく被災するケース
全壊等…約954千棟

死者…約80千人、382千棟
近畿地方が大きく被災するケース
全壊等…約951千棟

死者…約50千人、371千棟
四国地方が大きく被災するケース
全壊等…約940千棟

死者…約32千人、364千棟
九州地方が大きく被災するケース
全壊等…約965千棟

死者…約32千人、386千棟
4. 防災対策の効果

今後、防災対策を推進することによって、見込むことができる被害軽減効果について推計した。

(1) 建物の現状の耐震化率(約8割)を約9割まで上げることによって、揺れによる全壊棟数は、約62万7千棟から約36万1千棟に約4割減少すると推計される。(地震動…基本ケース)

(2) 早期避難率が低く津波避難ビルが活用されない場合と、早期避難率が高く効果的な呼びかけがあり、かつ、津波避難ビルが効果的に活用された

場合を比較すると、津波による死者数は最大で約8割減少すると推計される。さらに、早期避難率が低く津波避難ビルが活用されない場合と、全員が発災後すぐに避難を開始し、かつ、津波避難ビルが効果的に活用された場合を比較すると、津波による死者数は最大で約9割減少すると推計される。(地震動…基本ケース、冬・深夜に発災)

5. 主な留意点について
(1) 被害想定手法
今回の被害想定は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大きな地震による被害状況等を踏まえて検討してきた手法により推計を行ったものであるが、各項目の被害想定手法は必ずしも確立されたものではない。また、東日本大震災による被害状況についてはまだ十分に検証できていないのが現状である。

このため、今後、東日本大震災等の検証作業を進めることとあわせて、被害想定手法についても不断の点検・見直しを行い、必要に応じて被害想定は修正すべきものである。

(2) 地方公共団体の被害想定
今回の被害想定は、主として広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害の想定を行ったものである。したがって、今後、各地方公共

団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要がある。

IV 今後の予定について

1. モデル検討会の今後の検討

長周期地震動の検討を行う。並行して、南海トラフ及び相模トラフの過去地震の震度分布等を調査するとともに、強震断層モデル及び断層近傍における強震動の計算方法等について点検・評価し、必要に応じ、修正を行うこととする。

2. 対策検討WGの今後の検討

第二次報告として経済被害等を含めた被害想定全体像をとりまとめるとともに、予防対策、応急対策、復旧・復興対策を含めた南海トラフ巨大地震対策の全体像について冬頃を目途にとりまとめることとする。

◎ 町村週報のご購読 ◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zkk.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎ 0120-349-250 (ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く) (回線がつかまりましたら 日付 を押してください。)



その人を信じて、その人に託す。

Meet The Trust Bank



三井住友信託銀行 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

フォーラム

宮崎県のほぼ中央で、宮崎市の北西に隣接する国富町は、豊かな緑と全国有数のきれいな水質である一級河川・本庄川などの清らかな水に恵まれた田園都市です。東西22キロメートル、南北18.8キロメートルで面積は130.71平方キロメートル、そのうち北西部



の約3割が国有林になっています。北西から南東に向かって本庄、飯盛、高田原、六野原などの台地が展開し、その中の本庄台地の上に町の中心市街地が形成されています。

本町は昭和31年9月に本庄町と八代村が合併し、「国富町」として発足、次いで昭和32年3月に木脇村と合併し、当時人口2万4千人を超える県下最大の町として誕生しました。しかし、その人口も昭和45年には1万9千人まで減少し、その後持ち直して平成22年現在で2万9百人となっています。現在も全国的な傾向と同じく、人口微減が続いています。出生率の減少、若い世代の町外への流出を食い止めるためにも、元気で魅力的なまちづくりを継続していくことが必要だといえます。

現地レポート
町村独自の
まちづくり

「真冬のたなばた」及び 「光り輝くまちづくり」事業

国富町21世紀まちづくりフォーラム
まちづくりの希望の光として輝く
冬のイルミネーションの取り組み



△毎年10万球のイルミネーションを点灯する「真冬のたなばた」

フォーラム

21世紀まちづくり
フォーラムの結成

「21世紀まちづくりフォーラム」(以下「フォーラム」)は、そういう元気で魅力的なまちづくりの団体として、平成5年8月11日に結成されました。

まちづくりをテーマに、職場も年齢も異なる町民が参加し、誇りを持てる夢のあるまちづくりを目指そうと町内の各種イベント等へ参加し、さらに研究することにより、子どもから高齢者まで老若男女を問わず参加し楽しめる「元気のあるまちづくり」「夢のあるまちづくり」「美しいまちづくり」を目指しています。また、

先進地視察等により、メンバーの自己研鑽・地域交流にも努めてきました。そんな活動の中でも中心となるのが、

フォーラムのメンバーが主体となって開催している「真冬のたなばた」事業。役場庁舎周辺に11月下旬から1月中旬まで、毎年約10万球のイルミネーションを設置し、12月にはイベントも開催する手作りの事業です。さらに、この事業と連動するかたちで平成12年から町の補助事業として町商工会による「光り輝くまちづくり」事業(宮崎市一國富町一綾町をつなぐ県道26号線宮崎須木線沿道街路樹にイルミネーションを約20万球設置)が開始されました。この二つの事業の相乗効果により、イルミネーションが輝く街の光景は、

すっかり本町の冬の風物詩となっています。

真冬のたなばた実行委員会

真冬のたなばた実行委員会は、フォーラムが主体となって、町青年団、町婦人会、町商工会青年部、町内の高校生ボランティア、その他のまちづくり団体など、多彩なメンバーで構成され、例年イルミネーション設置とその管理・撤去まで、イベント運営のすべての作業を業者に委託せず、自ら行ってきました。クリスマス時期には、太鼓やダンスチームの出演によるステージイベントと真冬の花火大会を開催し、サンタクロースに扮したメンバーからのプレゼント、町内の家庭・企業を対象にしたイルミネーションコンテストの表彰も行います。見る人の心を暖かな光で癒すことをコンセプトとし、派手ではないが心に残るレイアウトを意識して設定しています。また、当日のフィナーレに行われる花火大会では、花火とイルミネーションの光の共演を楽しめ、イベントのクライマックスとして一見の価値があります。

真冬に心を温める光景

このイルミネーション設置とイベント運営は様々な団体が共同で作業することにより、お互いの協力・連携を高



▷イベントでは花火、ダンスショー、太鼓演奏などが行われる。



▷イベント開催に向けて作業を行う実行委員会メンバー。

フォーラム

▷イルミネーションの設置を行う実行委員会メンバー。



めることに役立っています。同じ町内のまちづくり団体同士が協力し合い、新たなイベントを生み出す効果もあり、イルミネーションコンテストは町内全域にイルミネーションを波及させてきました。また、イルミネーションイベントを町の風物詩として定着させた効果も高く、毎年、メディア等からの問い合わせが多くあり、遠くは首都圏や近畿圏などからも問い合わせ・写真提供の依頼があります。事業の効果として、数值的にはつきりとしたものではありませんが、来場するカップルや友人のグループ、親や祖父母に連れられて「光のトンネル」ではしゃぐ子供達の様子には心温まるものがあり、イルミネーションの光のみならず、来場者を

含めた光景そのものが訪れた人たちの心をなごませてくれます。

希望の光が輝く元気なまちへ

このフォーラム活動も、事業が拡大する一方で、近年は町の人口減少や事業の長期継続によって参加者が固定化し、その発展性に陰りも見え始め、参加人数の確保に苦慮するという悩みを抱えています。そのため、さまざまなマンネリ防止策を検討していかなければならないのですが、今後そういった新たな取組みを継続して実施していくかということも課題になっています。平成22年は宮崎県内の口蹄疫被害への配慮による中止も懸念されましたが、

鎮魂の意味も込めて例年通り開催しました。また、平成23年は東日本大震災による節電の影響により期間・時間を短縮して開催せざるをえませんでした。再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値の分を証書化した「グリーン電力証書」の活用や太陽光発電の導入なども検討しましたが、まちづくり団体の手作りイベントのため予算的な限界や、また蓄電の面から困難な点もあり、今回の導入は見送りしました。しかし、環境保護の観点から、長寿命で省電力であり、また光に紫外線や赤外線をほとんど含まないという環境にやさしいLED球の導入などに、今後引き続き積極的に取り組んでいきます。

そんな中で、将来的には婚活イベントを実施する案もあります。参加男女がイルミネーション設置等の共同作業によってお互いのコミュニケーションを図り、作業後のイルミネーション点灯式では、さらに親睦の雰囲気を感じ上げてくれることは間違いありません。成立したカップルには、是非、町内に住んでもらい、人口減少・少子化の歯止めの一役かってもらいたいと思います。

また、今年平成24年(2012年)は古事記が編纂されてから1300年目であり、この年から日本書紀の編纂1300年目である2020年までを「記紀編纂1300年」として宮崎県

全体で観光の活性化事業に取り組んでいます。そのことにリンクして、日本神話にちなんだ縁結び神社やパワースポットを巡る「宮崎恋旅プロジェクト」も進行していますが、ロマンティックな光のスポットである国富町の冬のイルミネーションにも神話のファンタジーを絡めていくことができれば、とアイデアはふくらんでいきます。

いまだにすつきりとした明るい未来が見えづらい時代ではありますが、わたしたち一人一人の心の中を暖かく照らすイルミネーションで日頃の小さながらも確かな幸せを改めて感じ、それが光り輝くまちづくりへの希望の灯りとなっていくことを願ってやみません。

国富町 企画財政課



随 想

協働の村づくりで、次の世代へ

鳥取県日吉津村長 石



操

随 想

私どもの日吉津村は、鳥取県の西
北端部、中国山地を源とする一級河
川日野川の下流右岸に位置し、北は
日本海に面し、東に国立公園の秀峰
大山を仰ぎ見る箕蚊屋平野の一角に
あります。人口3,445人、面積
4・16平方キロメートルで、海岸部
以外の三方を米子市に囲まれた小さ
な村です。明治22年の村制施行以来、
小さくとも活力ある村として発展し
てきました。昭和27年に大手製紙会
社を誘致し、また、昭和62年には、
下水道の全村整備を、全国に先駆け
て成し遂げ、97%の水洗化率を誇っ
ています。

その後も、大手の大型ショッピング
センターを誘致し、元気な地域の
自立を目指して取り組んでしまし
た。

平成15年4月の私の就任時は、「平
成の合併」の議論が大詰めを迎えた
時期でした。昭和20年代後半の「昭

和の合併」の際にも単独の選択をし
ましたが、当時、村を二分して対立
の構図を生む選択だったと聞き及ん
でいました。小さな村で対立の構図
は、その後の村づくりに禍根を残す
と考え、平成15年11月に県下で初め
て独自条例による「合併の是非を問
う住民投票」を実施し、単独存続を
決定しました。その後、行財政改革
に努め、相当強引とも言えるスリム
化を進めるとともに、地域の自立
を求め、自治会ごとの「コミュニティ
計画づくりを提案し、参画と協働に
よる村づくりを進めてきました。

平成21年4月には『参画』と『協
働』による村づくりの基本ルールを
定めた「自治基本条例」を施行しま
した。さらに、今年6月には常設型
の「住民投票条例」を施行し、一定
の署名によって議会に付することな
く住民投票が実施できるよう定めた
ところからです。

米子市近郊という地の利を生かし
た住宅地の供給政策によって、近年、
転入者が大幅に増加し、平成22年度
国勢調査では8・7%という県内
トップの人口増加率（前回比）を誇
り、「活力ある村」という評価を頂
いております。

このようなか、村民ニーズは子育て
支援の充実・高齢者福祉の充実へ
の要望が高まっており、「子育て支
援の充実」、「包括支援ケアシステム
の構築」、「複合施設の建設」の3つ
を重点施策とし取り組みを進めてい
るところです。

「村づくりは人づくり」の視点に
立って、学校教育では、平成22年に、
小学校子ども図書館を木の温もりを
感じさせる木造で整備し、機能の充
実を図ったところ、小学校児童に対
する図書貸出し数が一人当たり平
均98冊にもなり、文部科学省の20
12年度「子ども読書活動優秀実践
図書館・団体」に選ばれました。

その他、「子育て支援センター」
や「ファミリーサポートセンター」
を設置し、地域全体で次代を担う子
どもたちを支え、育てていく体制づ
くりを整え、多くの方にご利用いた
だいております。

「包括支援ケアシステムの構築」
は、高齢者や、障がい者など、すべ
ての皆さんが住みなれた地域で、可

能な役割分担をしながら、生活し続
ける限界点を引き上げるシステムを
考えようと提案し、その取り組みを
始めたところからです。22年度には、県
内町村で先駆けて「福祉事務所」を
設置し、充実した福祉サービスの提
供に努めています。

「複合施設の建設」は、村内で不
足している機能として、成人の読書
環境や、健康づくりを積極的に推進
する保健センター機能などを併せ持
つ施設の建設に向け検討に入りました。
近年、地球温暖化問題、環境破壊
が危惧される中、平成20年に太陽光
発電パネルを完備した小学校体育館
を新築しました。また、平成23年3
月に「日吉津村環境基本条例」を制
定し、問題解決に向けて取り組みを
進めています。

今後も村民と協働し、魅力ある地
域づくりの実現に向けて、社会基盤
や生活環境の整備とともに、連帯感
に支えられた新しい村づくりや「
コミュニティづくり」に努めてまいりま
す。そして、自治基本条例に謳って
いる「未来を担う子どもたちが誇り
と夢をもって、心豊かに育つふるさ
とを築き、次代に引き継いでいかな
ければなりません。」という目標に
従い、村づくりを進めてまいります。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払いによる割引5%適用

車 名 フィット
型 式 GE6
初 度 登 録 平成23年2月
年 齢 条 件 26歳以上補償
運 転 者 限 定 本人・配偶者限定
記名被保険者 30才
新 車 割 引 有
共 済 (保 険) 金 額 150万円
払 込 方 法 集団扱年一括払

加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕(株)損害保険ジャパン

[SJ10-13443(2011.3.18作成)]